

施設清掃委託業務特記仕様書

仕様書番号 : こ委第5号
委託業務名 : 施設定期清掃委託業務
施行場所 : 海津市こども未来館

1. 業務目的

除塵、拭き、洗浄、保護材の塗布の定期的な作業により、建築部材を保護し、建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な住環境（執務環境）を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資することを目的とする。

2. 業務内容

- (1) 業務内容は、別紙明細書のとおりとする。
- (2) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
 - ・家具、什器等（椅子等の容易に移動可能なものを除く）があり清掃不可能な部分。
 - ・電気が通電されている部分、運転中の機器が近くにある等清掃が極めて危険な部分。
 - ・執務中の清掃場所又は部位で、あらかじめ職員の指示を受けた場合。

3. 業務実施日時

- (1) 4月～3月
 - ・床清掃業務 4回
 - ・衛生陶器清掃業務 4回
 - ・ガラス清掃業務 4回

※業務を実施する日程及び時間は、施設管理者と調整するものとする。

4. 清掃業務の報告及び確認

- (1) 清掃業務終了後に、指定された書類（定期作業実施報告書等）をもって、施設管理担当者へ報告する。なお、報告書は月単位とし、翌月の10日までに提出するものとする。
- (2) 職員の指示を受けて清掃を省略した部位又は場所は、その旨を報告書に記述する。
- (3) 施設管理担当者より業務の実施状況について確認の求めがあった場合には、これに立会う。

5. 資機材等について

- (1) 業務の実施に当たり必要な清掃用資機材の経費は、受注者の負担とする。
- (2) 当該業務に使用した資機材は、作業完了後、持ち帰る。
- (3) 使用する資機材は、受注者の責任において使用場所に適切なものを選択し、使用する。
- (4) 使用する資機材等は、環境汚染の少ないものを優先するのが望ましい。

6. 特別清掃

発注者より、本業務以外の清掃業務を依頼する場合は、見積書を提出し施設管理担当者と協議して実施する。

7. 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は、原則として、受注者負担とする。

8. その他

本仕様書に定めのない事項は、施設管理担当者と協議する。